

4月26日(日)は

由利本荘市石脇財産区議会議員一般選挙 の投票日です

■投票できる方

平成20年4月27日以前に生まれた方で、令和8年1月20日以前から引き続き石脇区域内に住民票がある方です。

■期日前投票所を設置します

投票日当日に投票所に行けない方は、「期日前投票」を行うことができます。

以下の設置場所で行いますのでご利用ください。

期日前投票所

設置期間：4月22日(水)～25日(土)

午前8時30分～午後8時

設置場所：石脇体育館 (石脇字弁慶川2)

■「入場券」は4月21日までに郵送されます

入場券(はがき)を4月21日までに郵送予定です。

4月21日を過ぎて届かない時は、選挙管理委員会事務局へご連絡ください。

※入場券を紛失したり忘れたりした場合でも投票は可能です。

無投票となった場合、期日前投票および当日投票は行われません。

○告示日：令和8年4月21日(火)

○選挙すべき議員数：9人

■4月26日(日) 投票所での投票

入場券に「投票所名」が記載されていますので、ご確認の上指定された投票所へお越しください。

※投票区の再編が6月1日付けで施行されますが、今回の選挙は従来どおりの投票区で行います。

○投票時間 午前7時～午後6時

○投票所一覧

投票区	投票所名
第1投票区	石脇体育館
第2投票区	竜巻中央町公民館
第3投票区	浜松町公民館
第4投票区	若葉町公民館

■開票について

○開票日時 令和8年4月26日(日)

午後6時50分 石脇体育館

■投票済証明書について

期日前・当日投票所にて、ご希望の方に「投票済証明書」を発行いたします。投票所の職員にお申し出ください。

なお、4月21日(火)の立候補届出において、候補者数が定数(9人)を超えない場合は無投票となり、期日前投票および当日投票は行われません。

■不在者投票もできます

・指定されている病院や施設に入っている方は、その病院や施設などで不在者投票ができます。病院長または施設長に不在者投票請求の手続きをしてください。

・由利本荘市石脇に住所があり、仕事などの理由により、遠方にお住まいの方も不在者投票をすることができます。

投票用紙請求手続きが必要となりますので、お早めにご連絡ください。なお、請求手続きは告示前でもできます。

■郵便投票について

・体に重度の障がいを持つ方などで、「郵便投票証明書」の交付を受けた方は、自宅などで郵便による不在者投票ができます。この制度を利用するには、事前に選挙管理委員会に登録が必要です。

制度を利用可能な障がいの程度や登録方法などについては、選挙管理委員会へお問い合わせください。

郵便投票における投票用紙などの請求期限は、4月22日(水)(必着)です。手続き全てを郵便で行うこととなりますので、お早めにご連絡ください。なお、請求手続きは告示前でもできます。

■投票所内では

・投票所には自分で書いたメモ紙を持ち込むことは可能です。ただし、他人に見せたり読み上げるなどの行為はできません。

・障がいや病気などにより、投票用紙に自ら記入することができない方は「代理投票」制度を利用し投票することができます。投票所の職員に代理投票したいと申し出てください。

・投票所には18歳未満の子どもと一緒に入場することができますが、投票に関わることはできません。



市ホームページでも、選挙の情報を随時お知らせしています。



市ホームページ

お問い合わせ先
〒015-8501 由利本荘市尾崎17(本荘由利広域行政センター3階)
由利本荘市選挙管理委員会事務局 TEL 24-6389・6390